暴力団排除に関する誓約書

生産性向上特別措置法の規定に基づく先端設備等導入計画の認定の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

１　次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（多可町暴力団排除条例(平成24年条例第34号。以下「条例」という)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

（２）暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。）

（３）暴力団密接関係者（条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者をいう。）

（４）前３号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

令和　　年　　月　　日

　多可町長　吉 田　一 四　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名称及び

　　　　　　　　　　　　　 代表者の氏名　　 　　　 　 　　 ㊞